令和５年６月

大木町農業委員会総会

議　事　録

令和５年６月作成

令和５年６月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　令和５年６月 12 日（月）　午前９時 30 分から

２．開催場所　　大木町役場　３階　大会議室

３．総会構成員現在総数　18 名

４．出席委員　　（１８名）

１番　荒巻　明子
２番　山口　茂徳
３番　田中　良房
５番　黒田　安利
６番　松本　久吉
７番　山縣　吉子
８番　平木　俊博
９番　北原　幸則
１０番　熊本　森行
１１番　松永　靜義
１２番　池口　活友
１３番　山城　都行
１４番　石橋　隆
１５番　牟田口　美智子
１７番　真辺　恵子
１８番　井手　正宏
１９番　眞崎　萬次（会長）

５．欠席委員　（０名）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　鶴岡　寛士
課長補佐　　杉　　克己
書　　記　　高田　翔太

７．議事内容

1．報告

１）農地法第１８条第６項の規定による通知について

2．議事

１）農地法第３条の許可申請について

２）農地法第４条第１項の許可申請について

３）農地法第５条第１項の許可申請について

４）大木町農用地利用集積計画に決定について

８．会議の概要

議　長

皆さんおはようございます。定刻になりましたので総会を始めたいと思います。

今月から午前中の会議ということで、私も忘れそうになっていましたが、思い出しまして、間違えずに来れたというところです。半年間は午前中ということになっております。

さて、農作業の状況ですが、今年は麦の収穫時期に雨が多くてなかなか厳しい状況でしたが、何とか順調に終わっている状況です。また田植えの準備も順調に進んでいるようです。

さて、先月につきましては、いろんな行事が入ったと思いますが、まずは5月11日から13日のお別れ旅行ですが、参加者が事務局も併せて10名ということで、ちょうど半数の方が出席ということで行ってまいりました。２泊３日ということでしたが、非常に中身の濃い旅行で、瀬戸大橋と、しまなみ海道を渡って帰ってきました。

それから、５月３０日、３１日については、農業委員会の全国会長大会がありました。

コロナ関係で非常に厳しい状況から、今年度は全国の会長、事務局長がほとんど参加されている状況で実施されております。

全国大会が終わった後、各地域の代議士のところへ要請書を持っていきました。その中で、一番議題になっている下限面積の撤廃ということで、どこの農業委員会も全国的に問題を抱えているということで、６区の分に関しては、鳩山二郎議員のところへ行きました。

それから、交付金関係の分で数量払いの減額が毎年行われているということで農家は非常に厳しい所得状況が続いているということで、これを十分排除してほしいということで要請文を渡してきました。

そういうことで農業の状況も、世界的に食糧不足という中で麦の豊作と、輸入小麦の再益がだんだん減っているということで、数量払いが減額されているということですので、その件については強力に要請したと

ころでございます。
　それでは大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。
　では只今より、６月の農業委員会総会を開催いたします。
　携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願いします。
　本日の議事録署名人を、１番委員荒巻委員、２番委員山口委員にお願いいたします。
　それでは、報告第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　今月から１８条の合意解約については、報告事項とさせていただいております。そのため整理番号と、解約理由のみご報告させていただきます。
（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。報告第１号を終わります。
　次に議案第１号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。
　番号１番を議題といたします。
　事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。
　地元委員の田中良房委員の意見をお願いします。

田中良房委員　４月１５日に司法書士が自宅にお見えになり、この提案についてお話しがありました。
　現在、譲受人が 10 年ぐらいにわたり耕作をされているところであります。以前今回のように、譲受人が承認を受けて購入したことがあります。お互いの話し合いでされたということですので、管理としては、大型機械も持ってありますし、管理は十分されております。私は問題ないと思っております。

議　長　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
　質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

井手副会長　はい。

議　長　　はい。井手副会長。

井手副会長　　参考までにお聞きしたいのですが、譲受人の年齢は何歳ですか？

議　長　　事務局お願いします。

事務局　　申請書に記載されている年齢は、６１歳となっています。

議　長　　よろしいですか？

田中良房委員　　私の方から補足をさせていただきます。

議　長　　はい。どうぞ。

田中良房委員　　譲受人には、後継者の息子さんがおられまして、一緒に耕作されていると思っています。

議　長　　他に意見はございませんか？

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。
採決いたします。番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め番号１番を承認することに決定いたします。
次に、番号２番を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の松本委員の意見をお願いします。

松本委員　　６月７日に譲受人が家に来て、田んぼを買うことにしましたと話されました。この田んぼは、譲受人宅から約 100m ぐらいのところにあり、農作業には支障はないと思います。稲作のみをされるそうです。

譲渡人には、この田んぼの耕作権もあって稲作のみをやっておられました。水管理や畔の管理をされており、田植えや収穫等は近くの方に依頼をされておりました。しかし、高齢により体力的に無理になり、この田んぼについては稲作をやめることにされましたが、後継者もおらず、譲受人に売却されることにされたそうです。
問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号２番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、番号２番を承認することに決定いたします。
次に番号３番を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の熊本委員の意見をお願いします。

熊本委員　　譲受人が５月の下旬に自分で書類を作成し、確認をお願いしたいということで来られました。
譲渡人は、譲受人の隣の方で旦那さんも両親も亡くなり、福岡の方へ引っ越しをされておられます。この田んぼは今までも譲受人が耕作してありまして、今回買いたいということで見えられました。
何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）
議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号３番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、番号３番を承認することに決定いたします。
　次に、議案第２号「農地法第４条第１項の許可申請について」を議題といたします。
　番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明　「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の荒巻委員の意見をお願いします。

荒巻委員　　６月８日山口委員と事務局と現地調査に行きました。
　先ほど事務局からお話がありましたとおり、東側が町道、南側が畑、北側が田と雑種地、西に水路があり、排水の方は問題ないと思うので、大丈夫かと思われます。審議のほどお願いします。

議　長　　続いて、地元委員の北原委員の意見をお願いします。

北原委員　　５月２４日測量事務所の方が自宅にいらっしゃいました。
　私が不在で、会えていませんでしたので電話をしたところ、書類を一式置いていますのでと言われ、その後、申請人の家に行って、今住んでいる家があるのに、なぜこの田んぼを潰して家を建てるのかということを聞きましたら、昨年お父様が亡くなられ、相続の問題でお兄様がこちらに帰ってきたいということで、今の家を渡されるということで、私が相続で受けたこの田んぼに家を建てたいということでした。
　先ほど現地調査員が言われたとおり、田んぼも単独で周りにも現在何も作っているところはないようですので、ここが最適と思いますということで、ちょうどこの田んぼは今住んである家の真向かいということになります。そういう事情も踏まえまして、問題はないようですのでどうぞご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
　質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

田中稔男委員　　はい。

議　長　　はい。田中稔男委員。

田中稔男委員　土地家屋調査士が書いている図と、字図の恰好が違うようですが。

議　長　事務局、答弁をお願いします。

事務局　道路の部分が広くなっているかと思います。
土地家屋調査士からは聞いていませんが、道路を広げられるということだと思いますが、確認をしたいと思います。

田中稔男委員　申請は出ているのですか？

議　長　事務局お願いします。

事務局　水路を埋めるような形になるかと思いますので、そこは確認を取ります。

議　長　確認をして、報告したいと思います。
会議の中で報告をしたいと思いますので、了解をお願いします。
それでは、先ほどの答弁が終わりましたら採決を取りたいと思います。
次に、議案第３号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明　「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について、現地調査委員の山口委員の意見をお願いします。

山口委員　６月８日に荒巻委員と事務局と現地調査に行きました。
事務局の説明があったように東側北側が道路、南側が住宅、西側が田んぼになっていますが、西側の田んぼに関しては承諾書があるということで大丈夫だと思いますし、排水に関しても東側の道路の土管を通して、東側の水路に流されるということです。
道の方については、セットバックして広くなっておりますし、その奥に別の田んぼもありますが、そこに行く道も広くて何ら問題ないと思っております。審議よろしくお願いします。

議　長　続いて、地元委員の石橋委員の意見をお願いします。

石橋委員　５月２５日に土地家屋調査士の方が来られ、現況について説明を受けまして、２７日に現地を確認しました。先ほど、事務局及び現地調

査委員から説明があったとおり、一般住宅建設のための申請です。
集落に接続した場所であり、排水についても、東側のクリークへ流すということで、隣接農地には西側にブロックを３段積むとのことですので、何ら問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　　意見なし　　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　　全員挙手　　）

議　長　　全員賛成と認め、番号１番を承認することに決定いたします。
次に、議案第４号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題としますが、整理番号１から３については、機構からの買戻しとなりますので、一括審議いたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１から３を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１から３を承認することに決定いたします。
それでは、議案第２号「農地法第４条第１項の許可申請について」の番号１番の田中委員からの質問に対して、事務局からの答弁をお願いします。

事務局　　大変お待たせしました。こちら建設水道課に道路認定されているかどうかの確認を取っております。水路の分が道路認定されている部分があるということの確認を取っておりますので、資料の分が正しい図面になる

ということでご理解いただけたらと思います。
大木町の場合、水路の部分が未分筆で、道路部分が拡幅されている場合があります。

田中稔男委員　字図は違うのですか？
図面の方には工事用道路で法面がずっとついているので、ついていなかったら何もないのですが、どういうことかなと思っての話なんです。
申請されて、道路として認定されているならいいけれど、埋め立てなんか許可下りないのに、そんなに簡単に図を書いて埋め立て申請していいものか。
一般的に字図が正しいと思うんです。これは後からしているので、どうにでも書けるから、ちょっと不思議に思ったわけです。

事務局　田中委員さんのご意見はごもっともで、建設水道課の道路台帳上はそこの部分については、町道認定の確認を取っておりますので、この部分は道路として認められているということですのでよろしくお願いします。

田中稔男委員　払い下げを先にしてもらっておかないと、農地自身の進入路がなくなるんですよね。
払い下げをしたという確たる証拠があれば、計画は認められると思うのですが。

議　長　はい。事務局お願いします。

事務局　こちらが、町所有の道路、町の道路としての部分になるので、払い下げという概念はなくなると思います。
この里道にプラスして、水路の部分がプラスして町の方が道路を広げている部分ということですので、その部分については、払い下げという概念はなくなると思います。

田中稔男委員　町有地ということ？

事務局　そうです。

田中稔男委員　書いておいたほうがいいですね。

事務局　わかりづらくて申し訳ありません。
書き方としてもう少しわかりやすく書いて、字図と違う部分の説明が必要だったかなと思います。今後はこういった事例があった場合は記載

をするようにしますのでよろしくお願い致します。

議　長　　田中委員よろしいでしょうか？

田中稔男委員　　はい。

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　　全員挙手　　）

議　長　　全員賛成と認め番号１を承認することに決定いたします。
次に整理番号４を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の熊本委員の意見をお願いします。

熊本委員　　５月３日に申請人の知人の方が連絡してこられ、間に入られての売却となっています。この田んぼを売られるとのことでした。
他に何もないと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

松永委員　　はい。

議　長　　はい。松永委員。

松永委員　　ひとつきいていいですか？所有権移転関係で、農地利用集積計画で移転される方と３条で移転される方がいますが、利用集積計画の方が基礎控除が 800 万まであると思いますが、こういう移転関係についての指導というのは、それぞれ売主が機構に売り渡してくれと自分で言ってきてあるのか、町の方で指導してあるのかそれを聞きたかったのですが。
３条ですればそのまま税金がかかるけど、これですればかからないでしょう？売るのは個人の自由ですが、その辺が、町の方で指導があっているのかどうかを知りたいです。

議　長　　はい。事務局お願いします。

事務局　　今回の件を除いて、ご相談をいただいた場合は推進機構のチラシ等のご用意もありますので、３条と含めてご相談の際にはご案内はしております。ただ今回の場合については、知人の〇〇さんが元々農業委員をされていたということで、〇〇さんが知っていたから申請をあげていただいたというかたちですので、前任の北原とも確認しましたが、特別事前に相談を受けていないのが現状でございます。

松永委員　　はい。

議　長　　はい。松永委員

松永委員　　農地を一町とか二町とか売り渡すときに、機構でしたほうがいいですよというのを言ったほうが、本人としてはいいのではないかと、わたしは思います。

事務局　　貴重なご意見ありがとうございます。

議　長　　他にございませんか？

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。
整理番号４を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め整理番号４を承認することに決定いたします。
次に利用権設定について、事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。
採決いたします。

	利用権設定を承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め、利用権設定を承認することに決定いたします。 以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。 有難うございました。

９．議案の賛否

１）農地法第３条の許可申請について
番号１　賛成 17 名　　反対　０名
番号２　賛成 17 名　　反対　０名
番号３　賛成 17 名　　反対　０名

２）農地法第４条第１項の許可申請について
番号１　賛成 17 名　　反対　０名

３）農地法第５条第１項の許可申請について
番号１　賛成 17 名　　反対　０名

４）大木町農用地利用集積計画に決定について
整理番号１～３　賛成 17 名　　反対　０名
整理番号４　賛成 17 名　　反対　０名
利用権設定　賛成 17 名　　反対　０名

10. 閉会の日時　令和５年６月 12 日（月）　午前 10 時 30 分

議長はこの議事録を調整し、議事録署名人とともに署名する。

令和５年　　月　　日

議　　長
（眞崎　萬次）

議事録署名人
（荒巻　明子）

議事録署名人
（山口　茂徳）